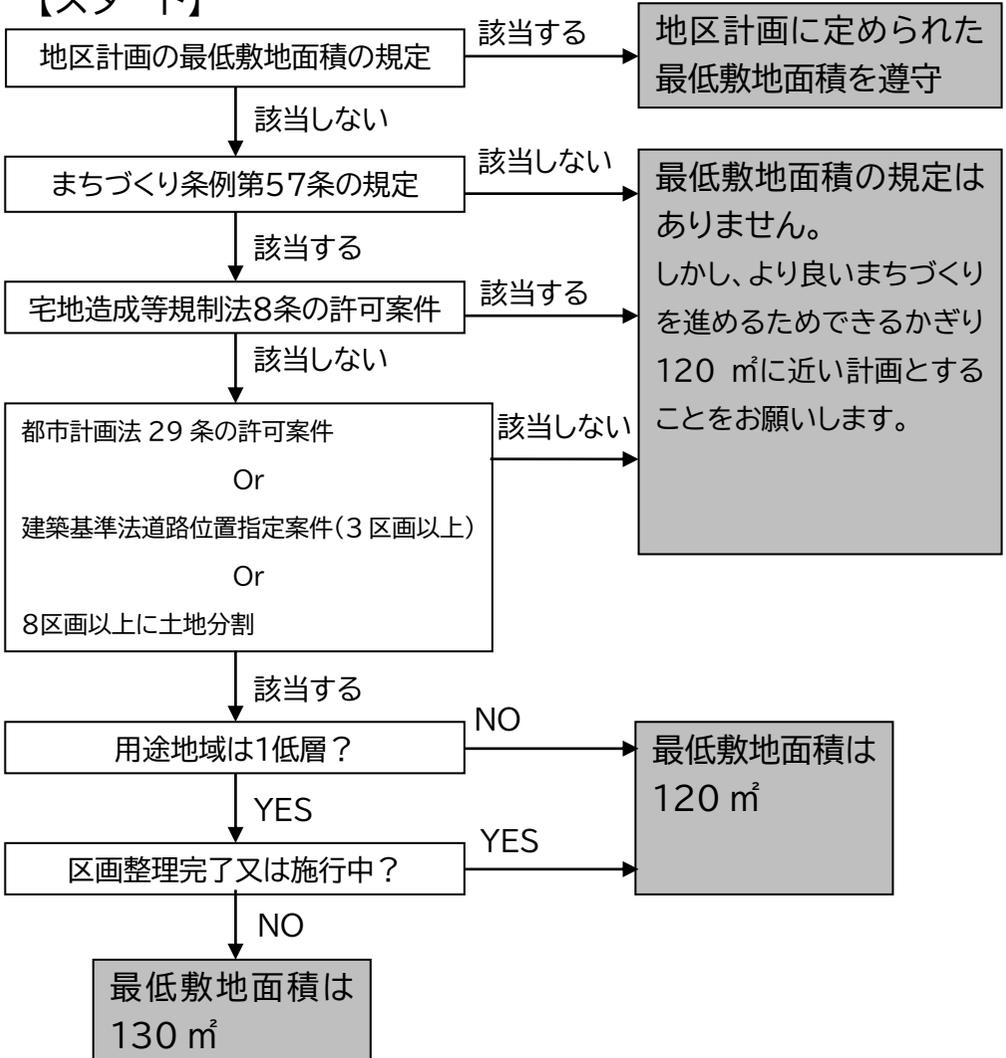


# 最低敷地面積のご案内

## 【スタート】



地区計画の詳細は、必ず対象地区の地区計画をご確認ください。

必ず日野市まちづくり条例第 57 条に該当するかご確認ください。

担当：日野市 まちづくり部 都市計画課

地区計画関係： 計画係 TEL042-514-8354

まちづくり条例関係：開発指導係 TEL042-514-8374